

工事の概要（参考）

本資料は、秋田第2地方合同庁舎(21)エレベーター設備改修工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、秋田第2地方合同庁舎庁舎（秋田県秋田市山王7-1-4）において、経年により老朽したエレベーター設備を改修することで、施設利用者の安全と災害時の庁舎機能を確保することを目的としたものです。

（1）主な工事内容

- 庁舎（鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階、塔屋5階建（延べ面積4,409㎡）
 - ・庁舎内の既存エレベーターを撤去・新設します。
 - ・エレベーター設備 乗用、機械室なし 11人乗 60m/min 6か所停止 1台
（身障者付加仕様とする）
 - ・既存エレベーター設備 乗用、機械室あり 11人乗 60m/min 6か所停止 1台

（2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

1）施工時期の制限

- ・特にありません。

2）施工時間の制限

- ①平日及び閉庁日の作業は8時30分から17時までとします。
（閉庁日は、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日とする。）
- ②以下の作業については、原則として閉庁日に施工するものとします。
 - 騒音や振動が発生する工事
 - ・コンクリート躯体等のはつり、あと施工アンカーの穿孔及び設置
- ③原則①、②によらない場合は事前に監督職員と協議してください。

3）施工手順の制約

- ・特にありません。

4）施工条件等

- ・既存庁舎を使用しながら改修工事を行います。
- ・エレベーター機械室からの撤去機器等の搬出については、大型機器については分割し西側階段から、5階エレベーター乗場前まで運び、昇降路内からウインチ・チェーンブロック等にて荷下ろしのうえ1階（搬出階）からの搬出を想定しています。
- ・工事を実施するうえで什器類の移動が必要な場合は、施設管理者が行いますので、監督職員と協議してください。

5) その他

- ・仮設図は 3 / 2 1 図の配置図及び 5 / 2 1、6 / 2 1 図の各階平面図を参照してください。

2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

(1) 実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和3年2月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われている期間、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われている期間、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項1.（4）参照）

(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としています。（工事補足説明事項1.（10）参照）

(6) 週休2日促進工事について

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休2日促進工事」としています。

補正係数により労務費の補正を行っています。（工事補足説明事項2.（25）参照）

(7) 工程の変更について

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。(工事補足説明事項5.(2)参照)

(8) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。(工事補足説明事項8.(3)参照)

(9) 工事工程の想定について

工事工程については別添「工事工程表(参考資料)」のように想定しています。
なお、「工事工程表(参考資料)」は、工事請負契約書第1条でいう設計図書ではありません。

3. その他

(1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事(または業務)への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ① 工事名称(または業務名称)
- ② 工事種別・工事の等級区分・施工場所(または業務種別)
- ③ 技術資料(または参加表明書)の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURLまたはQRコードから登録手続きをお願いします。(既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。)



http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html



工事工程表(参考資料)

工事名:秋田第2地方合同庁舎(21)エレベーター設備改修工事								
工事種別	令和3年							
	6月 1ヶ月	7月 2ヶ月	8月 3ヶ月	9月 4ヶ月	10月 5ヶ月	11月 6ヶ月	12月 7ヶ月	
1) 秋田第2地方合同庁舎 エレベーター設備改修工事	施工計画、施工図、 承諾図作成 計画通知提出				撤去工事		設置工事	試運転調整・検査
			工場製作期間					
備考	<p>本資料は工事工程の想定についての参考資料である。参考資料の位置づけは、入札者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、工事請負契約書第1条にいう設計図書ではない。</p> <p>したがって、本資料は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件等を十分考慮して、工事目的物を完成させるための工事工程計画を定めるものとするが、本資料と著しく異なる場合には、監督職員と協議のうえ、契約変更の処置を講ずることがある。</p>							